

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）松木地区）を行うことについて平成28年9月16日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において平成28年9月29日から同年10月20日まで縦覧に供する。

平成28年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造